

陸海軍 死亡 確認 證明 書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。(添及び裏面の各欄は記載に及びません)

資 料 提 供 者 死 亡 知 っ た 方 法 新隊本部切符で 中隊から報告して 知り	死 亡 者 遺 留 品 の 処 理 遺 骨 及 び 遺 骸 の 処 理 大塚町	元 死 亡 事 由 (傷 病 名) 痛 傷	諸 死 亡 場 所 多岐院陸軍病院	死 亡 日 時 昭和十八年二月十五日	死 亡 区 分 戦 傷 死	発 病 場 所 中隊司令部	発 病 時 期 昭和十八年二月下旬	区 分 内 容	本 籍 地 [Redacted]	開 戦 時 の 住 所 (在 留 地)	所 属 (所 轄) 固 有	部 隊 又 は 職 名 工三〇部	通 称 朝 27	細 部 所 属 中 隊	地 区 局 面 ※	種 別 現	種 兵 工	死 亡 時 刻 (榮 職 名 職 は 又)	二	名 氏	年 月 日 生	女 (男)
										現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]	現 住 所 [Redacted]
資 料 提 供 者 関 係 の 者 同 新 隊																						
職 務 所 属 工三〇部																						
(名 職) 級 階 名 氏																						
死亡当時の状況及び参考資料 私は新隊本部切符で 中隊から死したとの報告 があり中隊隔敵と一ニ と覚えています。																						



一 姓名 牛年月日  
一 死亡年月日  
一 死亡場所  
一 死亡原因  
一 死亡經過  
一 死亡證明

一 姓名 牛年月日  
一 死亡年月日  
一 死亡場所  
一 死亡原因  
一 死亡經過  
一 死亡證明

一 姓名 牛年月日  
一 死亡年月日  
一 死亡場所  
一 死亡原因  
一 死亡經過  
一 死亡證明

一 姓名 牛年月日  
一 死亡年月日  
一 死亡場所  
一 死亡原因  
一 死亡經過  
一 死亡證明

右原水と相違無之事と證明す

教育民生部世話課

2

証明書

船名カミナ丸。不造船にて六十馬力四五トニ

昭和十九年九月二十日攻陣の激備を受け南方方面に

出航し陣中陣に銃撃する本船は [redacted] 船長

とし其組員は亡名

昭和十九年四月三日付で沈没確認の報告あり

以上の事により [redacted] 南方方面に於て戦死した

事を証明します

[redacted]

[redacted]

死亡者確認證明書

一死亡者所属部隊名 固有名 独立飛行第七中隊

一徵集年(在官年) 昭和十二年 現役 勲章五

一死亡者本籍地

一官等級(發令年月日) 死亡前陸軍曹長(發令年月日昭二七三三) 死亡後陸軍准尉

一代名、生年月日 年 月 日生

一死亡年月日時刻死亡區分 昭和一九年五月三日午一三時三十分頃 戦死

一死亡場所 台北「モルッカ」群島「ハルク」島

一死亡事由 (戦傷病死ニ在リテハ傷病名及ビ受傷) 戦死 空中戦斗

一遺骨遺留品、状況 空中戦ニ付無し

右確認 證明ス

元所属部隊名 宇都宮陸軍飛行學校

現住所

元官等級氏名

復員年月日 陸地 昭和 年 月 日 陸

17-11





昭和十九年七月十五日

奏

昭和十九年七月三日  
市立新林反...  
分内...  
部第九十八部

殿

...

33-11







昭和十三年五月一日

死亡確認申告書

昭和十三年五月一日

<p>確認者</p>	<p>資質</p>	<p>所属部隊</p>	<p>所属部隊</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>
<p>南軍共闘部 隊</p>	<p>昭和九年六月十日、命令に依り南軍共闘部要員としてシテ、 シヨリシラニ執行中昭和九年八月十日午前二時、南軍共闘部要員としてシテ、 オニリニシラニ執行中、敵ノ自留ノ為、一力ノ奮闘シテ、 彼ハ早夜止ニ寝ニシテ、拒メテ見タモ、救助後人員並時致シタルモ、 卒チ見度ケズ死ニ致シタルト見度ケル</p>	<p>南軍共闘部 隊</p>	<p>昭和十三年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>
<p>現任所</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>
<p>官等</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>
<p>氏名</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>	<p>昭和三十二年五月一日</p>



おぼえがき  
資料通報

A 資料提供者		B 未 報 員 者 資 料				入手
系部 引隊	担任	地区	地区	区分		
系部 (詳細に)	状態 (詳細に)	場所	時期	所属部隊	雇 有 無 (現石) 役種	経緯
元同部隊	このは独立整備隊編成の時別れ そのは不明 大田の宿泊所に入った 19年8月始日 如とは同隊の宿泊所は入り 19年8月始日	内地 宿泊所	昭和 19年 8月 始日	野航 修 隊	兵 種 飛 (后)階級(前)	
所属	居住所	甲 乙 丙	甲 乙 丙	留守宅	氏 名	時期
104		甲 乙 丙	甲 乙 丙	本籍		
独立隊		甲 乙 丙	甲 乙 丙			
階級		甲 乙 丙	甲 乙 丙			
氏名	本籍	摘要 独立隊の宿泊所は入り 編成されたが何の かは不明				
		C 所見				
索引	有 無 済	逆 中 收 患 派		番 號		

29.3.11

おぼえがき  
資料通報

案部 引隊	担任	地区	区分
----------	----	----	----

A 資料提供者		B 未復員者資料					入手
所属(詳細に)	状態(詳細に)	場所	時期	所属部隊	届 有 派 (現召) 役種	経緯	
元同部隊	昭和19年7月28日 内地 杉原 甲内 死 甲乙 丙	内地 杉原	昭和19年7月28日	航空隊	兵 甲 飛 后階級(別)		
所屬 海江田修造隊 階級	現住所 [Redacted]	甲内 丙	甲内 丙	甲 乙	氏名	時期	
氏名	本籍	甲 乙	甲 乙	甲 乙	年 月 日	官公署	
		甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙	生 30才	調製	
索引	有 無 済	逆 中 收 患 派 番 號					

昭和19年7月28日  
内地 杉原  
甲内 死  
甲乙 丙

航空隊  
兵 甲  
飛  
后階級(別)

氏名  
[Redacted]

年 月 日  
甲 乙  
生 30才

概要  
各機整備中に  
編成され南方へ  
内地へ移動中  
南方に行つたものの  
人と海は死と同日  
かす

29.3.10

おぼえがき  
資料通報

案部 引隊	担 任	地 区	区 分
----------	--------	--------	--------

A 資料提供者		B 未 復 員 者 資 料					入 手
所在地(詳細に)	状態(詳細に)	場所	時期	所属部隊	届 (有) 無 (現名) 役職 兵 種 (后) 階級 (前)	経 緯	
元同部隊 同部隊友	本人とは同時召集同部隊に 入隊したの本人は一期陸軍前 で始り内地に2000と 転居するまで送った	内地 転居	昭和 19年 8月 始日	七野航修 乙	一		
所属	現住所	内 区	内 分	留守宅	本籍	氏 名	
七野航修		内 区	内 分				
階級		甲	乙				
上		甲	乙				
氏名	本籍	摘 要		留守宅	本籍	年 月 日	
		海軍に南方に派遣 途中海没戦死に したとの事 の事を知りて ときりて				甲乙	
		C 所見				生 年 月 日	
						甲乙 70才	

索引 有 無 済 | 進 中 收 患 派 番 號

29310

拝復

Tokyo.

融着者蓋之は運轉の事と習し申上ます

扱之は照合の [redacted] には固す。各層採用の件は固し

回答申す。内若の細部不明確なより、先んかを私の由りて

のより、鑑別したに過ぎりせんか。若し何等事功の記、或は其の事

概の定あり申上り、西に清山と云ふ

昭和の甲十九日、神電を以て、龍衣を種、新下三の船舶に

在籍、那那那船舶修理局長とて、其の記にあり、主として、南島、

の機、船舶修理の業務と遂行して居り、先んか、空海、

概能と全く、先んか、軍江、港、島の残存、民間施設を、

係部、既に施設、人、從、事、員、其、に、同、の、所、徴、用、し、た、を、

其の中に [redacted] 不含有、

私江、同年十二月、軍の命令により、船舶修理用、

り、又、飲、那、那、港、に、輸、送、す、以、て、又、熱、の、事、中、故、事、



教者流に流世せうくして、さういふ神境と云ふれ、公平心、情、思、慮、を  
もたず、不平と云くして、般無慈悲、教者流、別、官、と、し、て、争、合、を、  
冲、絶、に、侵、奪、す、す、止、ま、ら、ず、留、り、終、に、我、と、ま、つ、ん、も、を、し、す、

此、向、神、境、を、部、下、と、し、て、佛、を、ま、つ、る、方、の、清、白、は、善、業、上、座、を、  
は、違、法、と、し、て、存、し、ま、し、上、座、後、合、を、情、報、も、断、れ、却、下、初、法、  
の、行、動、者、を、明、る、上、り、ま、し、た、<sup>然</sup>、隊、長、合、部、の、我、聞、聞、滞、は、な、る、を、當、我、  
を、れ、然、人、が、名、を、我、死、と、し、水、を、と、圖、を、こ、ろ、ま、す、私、己、合、生、を、長、ら、し、  
あ、ま、ん、た、職、者、の、隊、長、一、因、の、方、を、の、程、と、思、へ、其、の、業、を、勉、め、  
と、其、に、せ、り、と、し、七、ま、よ、り、の、遺、産、に、計、し、引、揚、復、は、其、事、の、手、続、さ、り、  
手、取、り、と、す、ま、し、得、ま、す、水、は、四、那、賊、し、と、し、を、詢、り、ま、す、と、い、す、

我、場、混、乱、の、ら、又、事、務、難、を、能、く、ま、す、は、三、外、の、毒、を、な、る、を、わ、り、は、る、か、と、い、ふ、  
を、存、し、ま、す、と、い、ふ、海、も、ま、く、五、事、の、カ、と、に、福、社、の、手、の、増、し、る、を、  
即、し、以、て、解、ん、甲、上、ま、す、

尚、復、言、の、國、法、の、現、在、に、在、任、し、て、存、し、ま、す、を、國、法、軍、部、の、上、  
り、ま、す、の、か、し、利、甲、の、か、し、

元、年、七、日、ニ、テ、  
留、字、無、事、務、者、  
平、野、四、葉、本、殿

不、精  
[Redacted signature]

護身書

一本籍地

氏名

勤務先

一 徵用部隊  
名及所在地

一 徵用年月日

と其の勤続

一 本人の身分

給与額

右の通り相違なきことを證明す

昭和十八年七月二十五日

元陸軍大臣

[Redacted Name and Birth Date]

那霸船舶修理班(班長及陸軍中尉)

沖繩縣那覇市小浜町

昭和十九年十月廿五日

元陸軍大臣

其の勤続

戦時後

戦時配備

現地徴用上員

当時日額 十月五十銭支給す

[Redacted Signature]

第七隊		相回	部	新
二三四八一		梅	隊	屬
砲兵		天役		北
現設		種		年
死後		曹	長	官
[Redacted]		名	氏	氏
[Redacted]		日	年	生
[Redacted]		本籍地		
父		令		留
[Redacted]		工		地
戰死		1918	即和	死
[Redacted]		航		狀
[Redacted]		後		况
[Redacted]		死		遺
[Redacted]		日		骨

死亡確認書

右確認

昭和十二年五月二日

第一練習飛行隊

砲兵 現設 死後 曹長 氏 日 年 生 本籍地 留地當者 死亡 狀 况 遺骨 况

12-12



死亡現( )

國有( )

一神物

官署

死亡

死亡

天

1144

水

本籍地同

任河

死亡年月日

1918 1100

死亡

死亡

死亡

昭和二十二年十二月十八日

Handwritten notes and signatures on the left side of the table.

姓名

部

名

山

# 戦時死亡者現認証明書

所屬部隊		年月日	
朝鮮 珍島沖		昭和十九年十一月	
死因		死後	
海没		海没	
兵種		兵種	
一等兵		一等兵	
階級		階級	
死亡年月日		死亡年月日	
死亡後		死亡後	
氏名		氏名	
正 年月日		正 年月日	
現住所		現住所	
所屬部隊		所屬部隊	
官等級氏名		官等級氏名	
上陸地名		上陸地名	
上陸地支局		上陸地支局	
上陸月日		上陸月日	
現住所		現住所	

## 右現認す

昭和十九年十二月十三日

現住所  
所屬部隊

官等級氏名  
上陸地名  
上陸地支局

上陸月日

上の事項  
一、所屬部隊は通稱及び部隊名を列明現住所に加入のこと  
二、死亡時は出来得る限り詳細な特記事項(山、谷、地名、支病(支隊)入隊年月日、不慮病死者及其の他多量な死者は加入のこと、即戦後場合は用紙添付加入のこと、遺骨(遺物)は有無の場合は何處にも「現地、上陸地支局、前線支隊」の印を捺すこと  
三、印を捺すこと  
四、一人に限り二行用紙のこと

年	月	日	時
入隊地名		入隊地名	
入隊年月日		入隊年月日	
入隊後		入隊後	
入隊後の通称		入隊後の通称	
入隊以後の通称		入隊以後の通称	

戰時死亡現認證明書

官氏名印	現認者所屬	(病)傷受		職務ノ概要	内地港灣出發年月日 敵地到着年月日	亡		死		留守擔當者住所 氏名	官等級氏名	役種 徵集年	所屬部隊(固有名)	本籍地	區分	
		傷(病)名	場所			年月日時	傷(病)名	場所	年月日及區分							年月日及區分
	昭和二十二年二月二十五日				昭十九年十一月十三日	海没	東支那海 珍島沖	昭十九年十一月十七日午後六時三十分(傷死、公務死、死)				死亡前ノ官等級 死亡後ノ官等級	步兵第七十三聯隊			
	上陸復員者															

步兵第七十三聯隊  
陸軍大尉

# 戰時死亡現認證明書

官氏名印	現認者所屬	傷受(病罹)			勤務ノ概要	内地港灣出發戰地到着年月日	亡		死		留守總當者住所氏名	官等級氏名	役種徽集年	所屬部隊(固有名)	本籍地	區分
		傷(病)名	場所	年月日時			場	所	年月日及區分	場						
[Redacted]	[Redacted]						五島	五島	昭和十九年五月十八日十八時三十分(戦中)	五島			陸軍衛生部長	陸軍		
	昭和二十二年三月二十二日	船下運命ノ事	五島沖ノ海	昭和十九年五月十八日(戦中)	五島沖ノ海	五島	五島	五島	昭和十九年五月十八日十八時三十分(戦中)	五島			陸軍衛生部長	陸軍		

昭和二十二年三月二十二日  
 陸軍衛生部長  
 陸軍衛生部長  
 上陸復員者

事務官殿 元航通校學生人事係

過般御連絡ありませぬ

に關する件早速御返事致すへき處本日迄留守致し  
申して後れ申して申訳ありませぬとて

昭和十九年七月一日より電兵練に入隊九月一日より

航通校召集下士官(雷波兵各)とて入校十月二十九日

修學終了同日航總人普第 號に依り第四航軍に

配當せられたる者八十二名は航總の輸送計画に依り

十一月二日水方發航司港に向ひ出發せられたる

然るに十二月中旬軍曹 (小生面識なく生野縣等

No.1



一切不明)より別紙の如き私信報告(航通被死)ありたるを

小生取扱ひしものなりて、該書は空襲に依り焼失し小生の

記憶しあるものにして不明なる点多きも終戦後

殿より照会ありたるに對し概要を通知し爾後の

調査の資料として復員官に連絡する所を申して

復員終了す。

本學生は在内地々上部隊(大半は昭一六に幹)より分遣入校

し二月教育隊として入隊書類は原隊にありし為と小生は

本邦にて直接教育に出で居りませぬと生身時原隊

も不明であります。

は上海第...教育所に...報告せし報告

来れるを以て航通被死...殿に連絡すると共に

703

光通信せざる連絡の終戦となりませう。  
 以上誠と資料と不備ですが定裁御願申上ります。  
 尚本件の概要は貴部恩賞課  
 殿（航通校人事）  
 も若干知って居らるかと存じます。

7-15

別紙

報告 遭難事件

昭和十九年十二月二日 陸軍省管

水産陸軍航空通信學校御中

十一月二十九日召集下士官(電波兵器)修了し第四航空軍

に配當せられたる八十二名(六十五名?)海上輸送途中行方不明

トナリタルニ付取敢報告ス

一 輸送經過

十一月二日水産發門司港ニテ待機十一月一日門司出帆

マニラニ向テ途中支那沿岸ヲ航行ス

二 遭難状況

航通校ノ八十二名ハ江古川九ノ三番船ニ乗リ十二名(乗船

ニアリタルモ十一月二十五日午前二時台湾海峡(緯度?)

7-160

ニ於テ敵潛敷長ノ攻撃ヲ受テ七分ノ後沈没セリ  
眞雷敷本ニ三番艦ニ命中セルヲ以テ航通校ノ大部  
爆死セリ

軍曹 軍曹(曹長?)ノ二名ハ負傷セルモ船団中

。九ニ救助ヲシテ名モ數分ノ後。九モ沈没シ海中

ニ飛入リ泳ギタルヲ護送艦ニ救助セラレタリ

當日ノ水温十二度ナリ

三生存者

陸軍軍曹

可



上海第一患者救済所ニ於テ療養中

回航團ノ状況

以下略ス

# 死亡現認(確認)證明書

◎ 裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

※ (調製月日) 昭和 年 月 日  
 ※ (調製官署)

資料提供者		死者の資料						無者の國	
遺留品	遺骸の處理	元 諸 亡 死					現留守擔當所者	本籍地	有
		死亡区分	發病時	傷病名	死亡場所	死亡日時			
現場にあり目撃あり		戦死(空襲被爆撃死)			ビルマ國ラシギ市	昭和十九年十一月初旬	[Redacted]	[Redacted]	有
関係の人と本	戦友(同隊者)								陸部 兵所 通 有 同
部局所 所住現	終戦時在隊者								兵 兵
官民	陸軍兵長								(後) 兵 官 前
		(死時状況)					記		名氏者當擔守國
		[Redacted]					[Redacted]		名
		[Redacted]					[Redacted]		年 月 日生
		[Redacted]					[Redacted]		

昭和十九年十一月、ビルマ國ラシギ市にて空襲被爆撃死あり。

田中良二



先づが資料通報



邦

軍部 別隊	道任	地区	区分
----------	----	----	----

A 資料提供者		B 未帰還者資料					大卒
詳細な本人 との関係	詳細な状態	場所	時期	所属部隊(軍 隊又は住所)	階級	超録	
戦友 元同部隊	本人は同時召集同部隊に入隊し同隊 自前車隊としてシムバハ一期校團を 以て頃南方要員として赴出した(甲) その後前方への途中に海没し殆 ど全滅した事と公に後述する甲 当時在籍の噂は確としない事は確か	海没	昭和 19年 11月頃日	7野航修	階級(現任)	探訪調査	
					兵種 (現任)	氏名	
所属(隊名)	現住所	甲 乙	甲 乙	甲 乙	氏名	氏名	
整理隊 (隊名)	[Redacted]	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	本籍	本籍	
氏名		氏名	氏名	氏名	本籍	本籍	
氏名	本籍	摘要		月	日生	日生	
氏名	本籍			甲 乙	甲 乙	甲 乙	
C 所見		南方戦馬確失					
索引	有	無	済	(戦)	(中)	(收)	
						番号	

軍 邦

A 資料提供者		B 本 邦		C 時 期		D 場 所		E 時 間		F 所 属 部 隊 名 義 (氏 名)		G 備 考	
詳細な不入との関係		詳細な状況		場所		時間		所属部隊名		氏名		備考	
戦友 毛同邦隊		本邦と同邦隊共同部隊に隊し 同自動車班に編入され、 11年夏一期模範前哨隊に 要員として内地に転属、その 後南方海上に海及空隊に在り		海没		昭和11年11月		野敏修隊		[Redacted]		[Redacted]	
所 属 (部隊名)		現住所		甲 乙 丙		甲 乙 丙		区 分		本 籍		[Redacted]	
氏 名		本 籍		甲 乙 丙		甲 乙 丙		要 要		[Redacted]		[Redacted]	
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	
案 引		有 無 済		戦 友 中 隊		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	



# 視察証明書

## 一、戦没者

1. 所属部隊 第三師団衛生隊(旭茅二八部隊)
2. 氏名 [Redacted]
3. 死没時階級 陸軍主計中尉(予備役)
4. 本籍地 [Redacted]
5. 死亡情况

1. 昭和十九年十二月二日 午前四時三十分
2. 陽州 屋久島沖西方百哩、海上 一三〇、三四北 一三六、二七東
3. 昭和十九年十二月二日 午前四時三十分 陽州 屋久島沖西方百哩、海上 一三〇、三四北 一三六、二七東

本船 門司に集結 十一月三十日 門司に帆立 此より前日 自願して

[Redacted] 艦に合設 八ノ丸に本船し あり事と 確認した。小生は

同船 江浦丸に本船 軍用品は何れも 船も爆撃 破壊

燃料之消費 致して 舟も 曳引之 受け此は 一瞬にして 轟撃之 予期した

去る 音響 噴度 舟も 船橋 上 左舷 後方 八ノ丸に

轟撃 大 柱 あり 跡は 船の 形も 油も 燃え 尽き あり

其の 後 船 固く 遭難 者 あり 舟も 台湾に 寄港 した 時 又

此處 まで 舟も 船 砲 司令部 には 全滅 した 事 不

二、遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言 遺言

6. 以上の 情況 詳細 に見 ても あり 之より 毎 殺 した 事 不

7. 右の 情況 に見 ても あり 江浦丸 船 砲 司令部 には 全滅 した 事 不

8. 所属 部隊 長 日 同時 海上 戦 した 氏 名 不詳

陸軍部

2327

二、現認者

1. 現生所



2. 第三三兵團 第三三聯隊 (地第二七五部隊) 附

各備役 陸軍主計大尉



3-11

死亡證明書

要項

記載事項

一 死者の本籍地 留守  
担当者 荒物 氏名

二 死致者乃所属部隊、死亡  
場所の官立未校、氏名  
（氏名に正ヨリガナシを併り記  
す）

三 死亡年月日時  
（記録が確定してないときは任意  
の年記すべし）

四 死亡場所（或は入葬地  
に）

五 死致の原因  
（死の場合は何にもあらず何  
れを死因としたか  
（死後発見の場合は何れ何れに  
あらず発見の場所もその後何れ  
に）

所属部隊（所属有る者）  
（自衛隊は自衛隊、行方不明は行方不明、  
未詳は未詳）

担当者氏名 陸軍 佐長  
[Redacted]

昭和十九年十一月十九日

高松高等殖産課長  
昭和十九年十一月十九日

死亡の場合は十一月十九日朝方五時頃、  
高松市東区西の方二丁目二番地、  
佐藤 佐長 氏に於て、  
不明の死因にて死亡したる事、  
発見の場所も不明である事、  
以上を以て死亡の場合と認め、  
この証明書を提出する事とす。

